

校内不祥事防止委員会運営規定

福山市立柳津小学校

(目的)

第1条 この規定は、個々の教職員の教育公務員としての自覚と、法令遵守の精神の高揚を図り、校内における不祥事を起こさない体制を整えることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 不祥事防止委員会は、校長が指名した次の者をもって構成する。

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・研究主任
- ・生徒指導主事
- ・保健主事
- ・特別支援コーディネーター

(委員会の開催)

第3条 不祥事防止委員会は、校長が招集する。

(協議内容)

第4条 不祥事防止委員会は、次の事項について協議し、校長が決裁する。

- ①不祥事防止に関する年間計画の作成
- ②不祥事防止啓発の日常的な取組み
- ③不祥事防止のための研修の企画・実施
- ④その他、目的を達成するための取組み

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、校長が定める。

附則

この規定は、2021年（令和3年）4月1日より施行する。

本細則改正は、一部変更し、2022年（令和4年）4月1日より施行する。

本細則改正は、一部変更し、2024年（令和6年）4月1日より施行する。